

議案第 16 号

富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 23 年 2 月 25 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

健康保険法施行令が改正されることに伴い、安心して子育てできるまちの実現のための施策として、平成 21 年 10 月から暫定的に引き上げている出産育児一時金の額を恒久化するため、条例の一部を改正するものである。

富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険条例（昭和46年富津市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「380,000円」を「420,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の富津市国民健康保険条例第7条の規定は、施行日以後の被保険者の出産について適用し、施行日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。